

沖縄県プロフェッショナル人材確保支援補助金交付要綱

(通則)

第 1 条 沖縄県プロフェッショナル人材確保支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第 2 条 この補助金は、豊富な経験や知識を持つプロフェッショナル人材を活用する場合に必要となる経費の一部を補助し、補助事業者のプロフェッショナル人材の活用を促進することで、県内中小企業の経営課題の解決、生産性の向上等を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) プロフェッショナル人材 新たな商品・サービスの開発、その販売の開拓や、個々のサービスの生産性向上などの取組を通じて、企業の成長戦略を具現化していく人材をいう。
- (2) 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点 成長可能性を有する地域企業に対して「攻めの経営」への転身を後押しするとともに、それを実践するプロフェッショナル人材のニーズを掘り起こし、民間人材ビジネス事業者につなぐことを目的に県が設置した拠点をいう。
- (3) 登録人材紹介事業者 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録した有料職業紹介事業者をいう。
- (4) 人材紹介手数料 登録人材紹介事業者に支払う職業紹介に係る手数料をいう。
- (5) 副業・兼業人材 就業者がプロフェッショナル人材事業を通じたマッチング先企業において、雇用契約又は業務委託契約等に基づきその業務に従事する者をいう。

(補助事業者の要件)

第 4 条 補助事業者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 沖縄県内に事業所を有すること。
- (2) プロフェッショナル人材を沖縄県内の事業所において雇用し、又は副業・兼業人材として従事させること。
- (3) 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点に企業情報の受付がなされていること。

(欠格事由)

第 5 条 前条の規定に関わらず、次に掲げるものは補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する団体）又は暴力団と関係するもの及び宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人

- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条により定める事業を営むもの
- (3) 県税に係る未納の徴収金があるもの
- (4) 同一会計年度において、この要綱に基づく補助金の交付決定を既に受けているもの

（補助対象事業等）

第 6 条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内の中小企業等が自らの経営課題解決または、生産性の向上を図ることを目的にプロフェッショナル人材を雇用または活用したものをいう。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の対象としないものとする。

- (1) 補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けている場合
 - (2) 沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点及び登録人材紹介事業者を利用せずプロフェッショナル人材を雇用し、又は副業・兼業人材として従事させた場合
 - (3) 同一企業（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号に規定する子会社及び同条第 4 号に規定する親会社の関係にあるものを含む。）の内部における、県外の事業所から県内の事業所への異動等と認められる場合
- 2 同一のプロフェッショナル人材に係る補助金の交付は、登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料にあつては別表に掲げる支援の区分ごとに 1 回ずつ、渡航費にあつては 3 往復分を限度とする。

（補助金の額）

第 7 条 支援の区分及び経費の区分、内容、補助率、補助金交付の上限額は、別表のとおりとする。

- 2 補助金の合計額に千円未満の端数がある場合は、千円未満の額は切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第 1 号）に必要な書類を添えて、沖縄県知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。（以下「消費税等仕入控除税額」という。））を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 補助金の交付申請は、別表に掲げる支援の区分ごとに、1 事業者につき 1 人までとする。

(交付の決定)

第 9 条 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付決定を行い、補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）に通知するものとする。

2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(交付の条件)

第 10 条 補助金の交付決定に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業者は、補助金交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更する場合は、あらかじめ変更承認申請書（様式第 2 号）を知事に提出し、その承認を受けること。ただし、次に掲げる軽微な変更についてはこの限りではない。

ア 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

イ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

(2) 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止する場合は、あらかじめ中止（廃止）承認申請書（様式第 3 号）を知事に提出し、その承認を受けること。

(3) 補助事業者は、補助事業の完了後においても知事の指示があるときは、補助事業に係る成果等について報告すること。

(申請の取下げ)

第 11 条 補助事業者は、補助金の申請の取り下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して 30 日以内に、交付申請取下げ書（様式第 4 号）を知事に提出しなければならない。

(状況報告)

第 12 条 補助事業者は、知事が報告を求めたときは、事業遂行状況報告書（様式第 5 号）を知事に速やかに提出しなければならない。

(実績報告)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を完了したとき若しくは補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して 30 日以内又は当該年度の 2 月末日のいずれか早い日までに実績報告書（様式第 6 号）及び添付書類を知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 14 条 知事は、前条第 1 項の報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る実施結果が補助金の交付の決定内容（第 10 条に

基づく承認をしたときは、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（交付決定の取消し等）

第15条 知事は、次に掲げる場合には、第9条の交付決定の全部又は一部を取り消しもしくは変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令又は本要綱に基づく知事の処分もしくは指示に違反した場合
 - (2) 補助事業者が、補助金を目的以外の用途に使用した場合
 - (3) 補助事業者が、補助事業実施中に不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - (4) 交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部もしくは一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 知事は、前項の返還を命ずる場合には、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
 - 4 第2項に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第14条第3項の規定を準用する。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

- 第16条 補助事業者は、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書（様式第7号）により速やかに知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。
 - 3 前項に基づく補助金の返還については、第14条第3項を準用する。

（補助金の支払）

- 第17条 補助金は、原則として第14条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。
- 2 補助事業者は、補助金の額の確定通知を受けたときは、直ちに請求書（様式第8号）を知事に提出しなければならない。

(離職の報告)

第 18 条 補助金の交付を受けた事業者は、雇用したプロフェッショナル人材が離職した場合等で、紹介手数料の全部または一部が返還された場合は、速やかに人材離職報告書（様式第 9 号）により知事に報告しなければならない。

2 前項の場合において、知事は、変更後の補助対象経費に対して補助金の額を算出し、既に交付した補助金の額が算出した額を超過する場合は、補助事業者に対し、差額の返還を命ずることができるものとする。

(補助事業の経理)

第 19 条 補助事業者は、補助事業に係る経理についての収支の事実を明確にした証拠書類を整備し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(成果の公表)

第 20 条 知事は、補助事業の成果を公表することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により知事が行う補助事業の成果の公表に協力しなければならない。

(雑則)

第 21 条 本要綱に定めるほか、必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 18 日から施行し、令和 5 年度予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、改正後の沖縄県プロフェッショナル人材確保支援補助金交付要綱の規定は、令和 7 年度予算に係る補助金から適用する。

別表（第7条関係）

支援の区分	経費の区分	内容	補助率	補助限度額
プロフェッショナル人材確保に係る人材紹介手数料支援	事業費	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料	2分の1以内	雇用したプロフェッショナル人材1人当たり 50万円
副業・兼業人材活用に係る渡航費等支援	事業費	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ○渡航費 （補助事業者が負担する県外のプロフェッショナル人材の移動に要する交通費及び宿泊費。 ただし、1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費を除く。）の実費負担が1万円未満のものを除く）	2分の1以内	活用したプロフェッショナル人材1人当たり 10万円
副業・兼業人材の初回活用に係る人材紹介手数料等支援	事業費	○登録人材紹介事業者の利用に係る人材紹介手数料 ○渡航費 （補助事業者が負担する県外のプロフェッショナル人材の移動に要する交通費及び宿泊	10分の8以内	活用したプロフェッショナル人材1人当たり 50万円

		費。 ただし、1回の往復移動に伴う交通費（宿泊費を除く。）の実費負担が1万円未満のものを除く） ○報酬 （補助事業者が負担するプロフェッショナル人材に支払う報酬。最大3か月以内。） ※沖縄県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して副業・兼業人材を初めて受け入れる事業者に限る。 ※支援区分「プロフェッショナル人材確保に係る人材紹介手数料支援」及び「副業・兼業人材活用に係る渡航費等支援」との重複申請は不可。		
--	--	--	--	--

※支援の区分間の変更は認めない。